ＳＤＧｓ未来都市・志摩市

資料№１１

NEWS (PRESS)　RELEASE

令和２年３月２６日
志摩市総務部収税課

タイトル	新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方には市税について猶予制度があります。
概　　要	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上等が減少した事業者や個人事業主等を対象とし、地方税法及び志摩市税条例に基づく徴収の猶予等の相談を受け付けます。 １．徴収猶予 災害、風水害、事業の休廃止などの理由で、市税の納付が困難な時は、納期限までに本人が申請することにより、１年以内の期間に限り、徴収の猶予（分割納付）が認められる場合があります。 ２．換価の猶予 市税を一時に納付することで、事業の継続又は生活の維持が困難になる時は、納期限から６カ月以内に本人が申請することにより、１年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価（差押財産を金銭に換えること）を猶予し、分割納付が認められる場合があります。 ３．猶予が認められた場合 ①　１年以内の猶予が認められます。 ②　猶予期間中に延滞金の一部又は全額が免除されます。 ③　財産の差押や換価が猶予されます。
参考ＨＰ	https://www.city.shima.mie.jp/ https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kenkofukushibu/kenkosuishinka/kenkoiryo/corona/index.html
お問合せ先	志摩市総務部収税課　　担当　川上　茂 TEL　0599-44-0212　　FAX　0599-44-5261 e-mail　shuzei@city.shima.lg.jp